

◎議 事 日 程（第 1 号）

平成23年 5 月 31 日（火曜日） 午前10時00分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告について
日程第 4 市長招集あいさつ
日程第 5 報告第 1 号 平成22年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について
日程第 6 議案第26号 愛西市税条例の一部改正について
日程第 7 議案第27号 平成23年度愛西市一般会計補正予算（第 1 号）について
日程第 8 陳情第 6 号 働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情について
日程第 9 陳情第 7 号 「教育基本法」・「学校教育法」の改正、「学習指導要領」の全面改訂に基づいた教科書採択がされるよう教育委員会への意見書の提出を求める陳情について
日程第10 推薦第 1 号 愛西市農業委員会委員の推薦について
日程第11 同意第 1 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第12 同意第 2 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第13 同意第 3 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第14 同意第 4 号 愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第15 同意第 5 号 愛西市公平委員会委員の選任について
日程第16 同意第 6 号 愛西市教育委員会委員の任命について
-

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（24名）

1 番	大 野 則 男 君	2 番	島 田 浩 君
3 番	吉 川 三津子 君	4 番	大 島 一 郎 君
5 番	下 村 一 郎 君	6 番	永 井 千 年 君
7 番	石 崎 たか子 君	8 番	竹 村 仁 司 君
9 番	鷺 野 聰 明 君	10番	堀 田 清 君
11番	鬼 頭 勝 治 君	12番	岩 間 泰 彦 君
13番	真 野 和 久 君	14番	加 藤 敏 彦 君
15番	日 永 貴 章 君	16番	榎 本 雅 夫 君
17番	加 賀 博 君	18番	大 島 功 君
19番	大 宮 吉 満 君	20番	八 木 一 君

21番 山岡幹雄君
23番 近藤健一君

22番 前田芙美子君
24番 中村文子君

◎欠席議員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市長	八木忠男君	副市長	山田信行君
教育長	五富利清彦君	会計管理者兼 会計室長	水谷洋治君
総務部長	石原光君	企画部長	山田喜久男君
経済建設部長	加藤善巳君	教育部長	水谷勇君
市民生活部長	篠田義房君	上下水道部長	大島静雄君
消防長	横井勤君	福祉部長	加賀和彦君

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	服部秀三	議事課長	伊藤浩幹
書記	山田宗一		

午前10時00分 開会

○議長（大宮吉満君）

皆さん、おはようございます。本日は御苦勞さまでございます。

御案内の定刻になりました。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成23年6月愛西市議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・会議録署名議員の指名について

○議長（大宮吉満君）

日程第1・会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により、議長において、10番・堀田清議員、11番・鬼頭勝治議員の御兩名を指名いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第2・会期の決定について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第2・会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期等につきましては、3月22日に議会運営委員会が開催され、日程等を協議いただきましたので、その結果を議会運営委員長より報告をいただきます。

○議会運営委員長（加賀 博君）

議会運営委員会の報告をいたします。

議会運営委員会は、去る3月22日に正・副議長にも御出席をいただき開催いたしました結果、会期は本日、5月31日から6月22日までの23日間と決しました。

また、委員会等の日程につきましては御配付のとおりでございますので、よろしく願いをいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（大宮吉満君）

本定例会の会期につきましては、ただいま議会運営委員長の報告のとおり、本日より6月22日までの23日間といたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は本日より6月22日までの23日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましてはお手元に配付のとおりでございますので、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第3・諸般の報告について

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第3・諸般の報告を行います。

各一部事務組合議会が開催されておりますので、報告をいただきます。

最初に、海部南部水道企業団議会議員の堀田清議員、お願いいたします。

#### ○10番（堀田 清君）

それでは、海部南部水道企業団議会の報告をいたします。

平成23年第1回臨時会が平成23年5月16日に海部南部水道企業団で行われました。

付議事件につきましては、議長選挙について、議長には飛島村の鈴木康祐さんが選任をされました。

以上、報告を終わります。

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、海部地区水防事務組合議会議員の加藤敏彦議員、お願いいたします。

#### ○14番（加藤敏彦君）

海部地区水防事務組合の平成23年第1回臨時会が、5月27日、津島市立図書館で開催されました。

議案は3件で、議長選挙については、弥富市の三浦議長辞職に伴い、あま市の倉橋博氏が選出されました。

副議長選挙につきましては、改選により空白になっておりました副議長に大治町の服部勇夫氏が選出されました。

監査委員の選任につき同意を求めることについては、津島市の宇藤久子氏が選任されました。

以上です。

#### ○議長（大宮吉満君）

次に、海部地区環境事務組合議会議員の八木一議員、お願いいたします。

#### ○20番（八木 一君）

それでは、海部地区環境事務組合の報告をいたします。

海部地区環境事務組合は、昨日、平成23年5月30日月曜日、海部地区環境事務組合八穂クリーンセンターにおきまして、平成23年第1回臨時会が開会されました。

付議事件といたしまして、議長の選挙についてであります。津島市選出の杉山良介氏が再度選任をされました。

議案第4号：平成23年度海部地区環境事務組合一般会計補正予算（第1号）について、補正額3億42万9,000円、補正後の予算総額47億3,238万7,000円、これは全員賛成で可決をされました。

議案第5号：海部地区環境事務組合職員の育児休業等に関する条例の一部改正についても、全員賛成で可決をされました。

議案第6号：監査委員の選任同意について、議会選出であります。あま市選出議員であります花木敏行氏が選任をされました。

また、組合の経過報告につきましては別紙のとおりでありますので、お目通しの方をよろし

くお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（大宮吉満君）

御苦労さまでございました。

また、閉会中に庁舎建設等調査特別委員会が開催されておりますので、委員長より御報告をしていただきます。

庁舎建設等調査特別委員長、お願いいたします。

○12番（岩間泰彦君）

では、庁舎建設等調査特別委員会の報告をいたします。

第2回の庁舎建設等調査特別委員会は、平成23年5月13日に市役所委員会室におきまして、正・副議長にも出席していただき開催いたしました。

今回は、都市計画の変更及び決定、統合庁舎建設、改修設計業務及び建設・改修に係る起債制度の変更の3点につきまして、おのおの担当部長から詳細な説明を受けてから質疑・応答ということで始まりました。

最初の都市計画の変更及び決定についてでございますが、4月24日開催の住民説明会資料、名古屋都市計画用途地域の変更について（愛知県）及び名古屋都市計画地区計画の決定について（愛西市）に係る都市計画の素案に関する説明会に基づき説明の後、6ヘクタールの用途地域を変更した理由はとの質問には、現在の用途地域、第1種中高層住居専用地域では庁舎の増築ができないので、第2種住居地域に変更するための手続を行う。

説明会で反対の意見は、質問は何件あったかの質問には、反対意見はなかった。また、質問は6件。

東日本大震災により計画の見直しは、第1種中高層住居専用地域から第2種住居地域への変更の具体的な説明をとの質問には、基本計画に沿った形で進められていき、補充的なことは業者が決まった段階で対応。また、基本的に第1種中高層住居専用地域では、事務所は建てられないが、既存建物は2割増築は可能であり、2種住居地域にすると4階、5階でもよいし、高さ制限は30メートル。

第1種中高層住居専用地域になったのはいつかの質問には、平成8年5月31日から。

2番目の統合庁舎建設・改修設計業務についてでございますが、これにつきましては、資料「愛西市統合庁舎・改修設計業務プロポーザル手続のスケジュール」に基づき説明の後、審査結果の公表は、スケジュールでは8月下旬となっているが、公表できる中身はとの質問には、要綱、資格条件をホームページに公表。その後、第1次審査では数社選定、選定業者の点数を公表。2次審査は、最優秀者1社、次点者1社及び点数を公表する。

基本計画では、二つの方式からの選定となっているが、プロポーザル方式とした理由はとの質問には、プロポーザル方式は業者を選び、コンペ方式は業者から提案された形、技能とか物を選ぶ方法。市としては、市の方針を設計に入れたいし、資料も検討したい。形を決定してしまうのではなく、業者の能力、提案をベースに協議しながらつくり上げるという中でプロポー

ザル方式と決めた。

特定審査会のメンバーはどの質問には、大学教授3名、元庁舎検討委員会委員から2名、市職員1名の合計6名。

3番目の統合庁舎建設、改修に係る起債制度の変更については、資料「一般単独事業債における庁舎の標準面積等の取り扱いについて、庁舎建設事業費の標準的な事業費について」に基づき説明の後、起債対象基準制限がなくなったので、設計されたものの95%まで起債対象となるかの質問には、そのとおりではあるが、満額借りるかどうかは議論いたしたいと。

庁舎建設に対して合併特例債をどれだけ充当する予定かの質問には、基金で公共事業整備基金を持っているので、その基金をどれだけ充当するかを検討していく。

最後に、その他につきましてでございますが、東日本大震災が起きたが、基本計画の見直しはどの質問には、見直しは考えていない。

浸水を考えた場合、庁舎建設用地の地盤の高さはどうかの質問には、調査して報告する。

ほかにもいろいろ質疑・応答がありましたが、これで終了いたしました。

以上で報告を終わります。

#### ○議長（大宮吉満君）

御苦労さまでございました。

次に、議長より報告をいたします。

監査委員より、平成23年2月から平成23年4月までにに関する出納検査についての検査報告がありました。また、市長より、愛西市の出資等に係る法人の経営状況を説明する書類が提出されました。それぞれの写しをお手元に配付いたしております。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第4・市長招集あいさつ

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第4・市長招集あいさつを議題といたします。

市長、お願いいたします。

○市長（八木忠男君）

おはようございます。

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成23年6月愛西市議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも何かと御多用の中、全員の御出席をいただきましてありがとうございます。

東日本大震災から2ヵ月半が経過をいたしました。被災地では、今なお余震が頻発する中で、多くの行方不明者の捜索や瓦れきの撤去作業が日々懸命に行われております。亡くなられた多くの方々の御冥福を心よりお祈りいたしますとともに、一日も早い復興を念願するものであります。

去る5月17日には、派遣要請により被災地に赴き、現地で作業に従事した派遣職員の報告会を開催いたしました。職員はもとより、議員各位にも御出席をいただき、認識を深めていただくことができた貴重な報告会であったと思っております。

災害は、いつどのような形で人間社会を襲ってくるかわかりません。災害に対する意識、日々の備えが一層重要になってきます。大規模災害時には、阪神・淡路大震災の教訓、そして今回の東日本大震災の状況からも、行政のみの対応にはおのずと限界があるということです。まずは自分の身は自分で守るという自覚と、住民相互や地域の助け合い、自助・共助がいかに大切であるか、思いを強くしているところでもあります。市といたしましては、自主防災会の組織強化など、引き続き防災に対する啓発活動を促進するとともに、県と連携して地域防災計画を再検証しつつ、防災事業の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

一昨日の消防団観閲式では、悪天候の中、石河消防団長以下17分団385名の団員が、市民の安心・安全な暮らしを守るため、一致団結して、信頼される消防団として頼もしい姿を披露してくれました。議員各位にも御出席を賜り、厚くお礼を申し上げますとともに、災害に強いまちづくりの一助になることを期待しているところであります。

また、6月5日には海部地方総合防災訓練が予定されており、総合的な災害を想定した訓練が実施され、より強固な海部地方の連帯感と防災体制の確立が図られるものと思います。

主要プロジェクト事業を初め各施策につきましては、関係各位の御理解と御協力を賜りながら着実に進めさせていただいております。

総合斎苑事業につきましては、建築工事が完成をいたしました。今後は、9月の運営開始に向けて施設備品の調達、施設機器の調整等を初め、指定管理者の体制を万全に進めてまいります。

給食センター建設事業は、本体工事の鉄骨建て方が完了し、現在、床工事に着手しているところであります。所管の文教福祉委員会終了後に視察をしていただく予定をしておりますので、よろしくお願いいたします。

勝幡駅周辺整備事業につきましては、本年度、勝幡駅西の踏切の拡幅工事にあわせ、道路の切りかえができるよう、都市計画道路の一部を整備いたします。

市役所の統合庁舎建設に向けては、4月24日に都市計画関係の住民説明会を終え、プロポーザルの手法により、能力と実績のある設計事務所を選定できるよう、委員6人による特定審査会を設置して具体的な協議に入り、本年9月には設計業者が決定できる予定となっております。

今定例会に御提案を申し上げます議案は、報告1件、条例改正1件、補正予算1件、人事案件6件の合計9件であります。主な提案理由について述べさせていただきます。

報告第1号：一般会計繰越明許費繰越計算書については、平成22年度一般会計補正予算で議決いただきました繰越明許費について、今年度への繰越額が定まりましたので、その繰越計算書を議会に報告させていただくものであります。

議案第26号：税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正をお願いするものであります。

議案第27号：一般会計補正予算（第1号）については、歳入歳出それぞれ5,961万1,000円を追加し、総額226億3,561万1,000円とするものあります。

歳出の主なものは、東日本大震災による被災地への人的支援に係る経費1,385万6,000円、緊急雇用創出事業として事業採択をされました5事業について3,493万3,000円を計上いたしました。

歳入につきましては、国・県支出金、基金繰入金により財源充当を図りました。

同意第1号から同意第4号の固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、いずれも本年6月30日で任期が満了いたしますので、再任をお願いするものであります。

同意第5号：公平委員会委員の選任につきましては、城正憲委員の任期が本年6月30日で満了いたしますので、再任をお願いするものであります。

同意第6号：教育委員会委員の任命につきましては、正木葉子委員の任期が本年6月30日で満了いたしますので、新たに後任の委員を任命することについて御審議をお願いするものあります。

なお、人事案件につきましては、大変僭越に存じますが、本日御審議の上、お認めを賜りたく重ねてお願い申し上げます。

以上が本定例会に御提案申し上げます議案の主な内容でございます。細部につきましては、担当部長よりそれぞれ説明をさせていただきますので、各議案とも十二分に御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。招集のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第5・報告第1号（提案説明）

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第5・報告第1号：平成22年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告をお願いいたします。

##### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは失礼をいたします。

報告第1号：平成22年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書について、御説明をさせていただきます。

この報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、市長名でございます。

2ページをおめくりいただきたいと思っております。

平成22年度愛西市一般会計繰越明許費繰越計算書でございます。

この繰越計算書につきましては、平成22年度に議決をいただきました繰越明許費につきまして、23年度への繰越額が確定しましたので、地方自治法施行令の規定により、本日議会へ報告するものでございます。

各事業と経費につきましては、緊急総合経済対策として、国の平成22年度補正予算で創設を

されました地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業及び地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金事業の7事業と一般事業で、年度内の事業完了が困難となりました3事業、合わせて10事業で、次のページをおめくりいただきたいと思ひます。繰越総額2億4,286万6,000円でございます。

また、各事業の財源内訳につきましても、それぞれの事業ごとに内訳を記載させていただいておりますので、よろしくお願ひをいたします。

以上、報告とさせていただきます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第6・議案第26号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第6・議案第26号：愛西市税条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○総務部長（石原 光君）

それでは、議案第26号：愛西市税条例の一部改正について、内容について御説明を申し上げます。

愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。本日提出、市長名でございます。

提案理由につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、改正する必要があるということで、本日、御提案をさせていただくものでございます。

それでは恐れ入ります、1ページをお願いいたします。

愛西市条例第7号：愛西市税条例の一部を改正する条例。

愛西市税条例（平成17年愛西市条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2条を加える。

2条が追加になったわけでございますけれども、内容の説明につきましては、後ろの方に一部改正の概要、資料2を添付させていただいておりますので、それに基づきまして内容の説明を申し上げたいと思ひます。よろしくお願ひをいたします。

まず最初に附則第22条の関係でございますけれども、東日本大震災に係る雑損控除額等の特例についてという改正項目があるわけでございますが、これの主な改正の内容につきましては、東日本大震災によりまして、住宅、家財、あるいは自家用車などに損害を受けた方につきましては、所得税と同様に雑損控除を受けることにより、個人住民税の軽減を受けることができるというのが主な改正の内容でございます。

それでは、各項、追加条文の内容について、それぞれ御説明を申し上げます。

まず第1項の関係でございますけれども、この内容につきましては、東日本大震災により生じた損失について、平成22年に生じた損失として平成22年分の総所得金額等から雑損控除を可能とするという内容でございます。

第2項につきましては、平成24年度以降に生じる東日本大震災に関して生じた損失について

も、いわゆる平成22年に生じた損失として平成22年分の総所得金額等から雑損控除を可能とするという内容でございます。

次に、第3項の関係でございますが、東日本大震災による雑損控除の適用を受けた者と、いわゆる生計を一にする親族の損失についても、同じように第1項と同様な取り扱いをするという内容でございます。

次に、第4項の関係でございますが、これは第3項、先ほど申し上げました生計を一にするという内容でございますけれども、第3項による、いわゆる雑損控除については、第2項と同様な取り扱いをするという内容の規定でございます。

次に、第5項の関係でございますが、これは第1項から第4項の適用を受けようとする場合には、その旨を記載した市県民税の申告書を市長に提出するという改正内容でございます。

第1項から第5項、それぞれの条項は公布の日から適用するものでございますので、よろしくお願いをいたします。

次に、附則第23条の関係でございます。東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限の特例の関係でございます。これは、震災によりまして、個人住民税の住宅借入金等特別税額控除の適用対象となっていた住宅に、いわゆる居住ができなくなった場合でも、控除対象期間の残存期間について、引き続き適用を受けることができるという内容が主な改正の内容でございます。

それで、同条第1項につきましては、先ほど申し上げました改正内容とほぼ同一の趣旨でございますけれども、第1項につきましては、いわゆる住宅があったものとみなす読みかえ規定でございます。

これにつきましては、平成24年1月1日から適用するものでございます。

恐れ入りますが、条例本文の2ページにお戻りください。

附則の関係でございますが、この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に2条を加える改正規定（附則第23条に係る部分に限る。）、この改正規定につきましては、平成24年1月1日から施行するというものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第7・議案第27号（提案説明）

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第7・議案第27号：平成23年度愛西市一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○企画部長（山田喜久男君）

それでは、議案第27号：平成23年度愛西市一般会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

今回の補正でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,961万1,000円を追加

し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ226億3,561万1,000円とするものでございます。

まず歳入から御説明申し上げます。

7ページ、8ページをお願いいたします。

第13款国庫支出金の消防費国庫負担金でございますが、今回の東日本大震災におけます被災地への人的支援に対し、緊急消防援助隊活動費負担金として472万5,000円を計上させていただいております。

第14款県支出金の4目労働費県補助金につきましては、緊急雇用創出事業基金を活用した5事業に対し、3,493万3,000円を計上させていただいております。

また、7目土木費県補助金では、民間木造住宅耐震改修費補助金といたしまして187万5,000円を追加させていただいております。

県委託金の関係につきましては、5目教育費県委託金として、理科支援員配置事業委託金60万円と学校教育研究委嘱校委託事業委託金6万円の計66万円を計上させていただいております。

以上、歳入におきましては、各関連事業に充当する特定財源としてお願いをいたしております。

なお、一般財源につきましては、財政調整基金繰入金で財源調整をさせていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

歳入につきましては以上でございますが、歳出につきましては、それぞれ所管部長より御説明いたしますので、よろしく申し上げます。

初めに、総務部長より御説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

#### ○総務部長（石原 光君）

それでは恐れ入ります、歳出の9ページ、10ページをお開きいただきたいと思います。

まず2款の総務費の関係から御説明をさせていただきます。

1項総務管理費、6目財産管理費、13節委託料におきまして296万1,000円の追加をお願いしております。内容につきましては、緊急雇用創出事業基金を活用いたしまして、これは以前、早尾町の松永氏より寄附を受けた土地、現在普通財産として管理をしておりますけれども、その敷地の庭木の剪定と伐採等について、緊急雇用創出事業基金を活用して実施をしたいということで、今回お願いをいたしました。

それから7項防災費、1目災害対策総務費、11節需用費で563万2,000円の追加をお願いしております。これは、東日本大震災発生後に愛知県の方からの要請を受けまして、被災地であります宮城県へ物的支援として、市が備蓄しております備蓄品のサバイバルフーズ9,900食とアルファ米2,000食を提供したところでございます。当然ながら市の備蓄品が不足いたす関係がありますので、その備蓄品の補充として、同数を今回補正予算としてお願いするという内容でございます。

次に、4目被災地支援費の関係で1,975万1,000円の追加をお願いしております。内容につきましては、前後いたしますけれども、まず4節の共済費、それから7節の賃金につきましては、市内に避難された被災者への就労対策ということで、緊急雇用創出事業基金を活用し、臨時職

員の雇用、これは市が直接雇用を図るわけでございますけれども、その経費として計上をさせていただきます。そして、この雇用につきましては、7月1日から来年の平成24年3月31日までの期間で、5名の方について採用を図っていきたいという内容でございます。

そして、これ以外の3節、それから9節、11節、12節、14節、18節、19節の各節につきましては、職員の派遣依頼に応じるため、時間外勤務手当の件費を初めとしまして現地までの旅費、それから現地で必要となる消耗品、あるいは現地までの往復バス代等、県の市長会から派遣要請があるものについては、後日、県の方から負担金を請求しますよというような通知もあることから、それに係る負担金など、いわゆる人的支援に係る経費としてそれぞれ計上させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。

総務費の関係については以上です。

続いて、福祉部長より説明を申し上げます。

#### ○福祉部長（加賀和彦君）

続きまして、民生費の説明をさせていただきます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費で3万円の補正をお願いいたしております。これは19節負担金、補助及び交付金でございますが、第45回全国ろうあ者体育大会が本年9月15日から18日の4日間にわたりまして、10種目の競技でございますが、県内の四つの市で開催をされます。この大会の運営につきまして、関係団体より各市町村に助成の依頼がありましたので、それにおこたえをさせていただくものでございます。

はねていただきまして、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費で50万円の補正をお願いいたしております。扶助費をお願いいたしておるわけでございます。ファミリー・サポート・センターの利用助成金でございますが、東日本大震災被災者支援対策の一環といたしまして、市内に避難してきてみえる子育て家庭の方がファミリー・サポート・センターを利用された場合に、その利用料について助成をするものでございます。

民生関係は以上でございます。続いて経済建設部長より説明をさせていただきます。

#### ○経済建設部長（加藤善巳君）

それでは、6款農林水産業費をお願いいたします。

1項農業費、3目農業振興費、13節委託料におきまして1,563万8,000円の補正をお願いしております。これは、緊急雇用創出事業基金を活用しまして、新規就農、農業分野への就職を希望する求職者を市内の農家へ派遣し、職場実習を通じ、農業人材を育成する事業でございます。これに伴う歳入としまして、先ほど説明がございました労働費県補助金におきまして、新たに採用され、今回それぞれの事業ごとに補正をお願いしております他の4事業を含めた緊急雇用創出事業基金事業費補助金3,493万3,000円を計上させていただきます。

続きまして、8款土木費、2項道路橋梁費、3目交通安全対策費、13節委託料におきまして391万9,000円の補正をお願いしております。これは、緊急雇用創出事業基金を活用しまして、道路照明施設台帳の整備と現況調査を実施するものでございます。

続きまして、3項都市計画費、1目都市計画総務費、19節負担金、補助及び交付金におきま

して、民間木造住宅耐震改修費補助金400万円の補正をお願いしております。これは、当初予算におきまして10戸をお願いしておりましたが、今回5戸分の追加をお願いするものでございます。これに伴う歳入としまして、県補助金187万5,000円を計上いたしました。

以上、よろしくお願いをいたします。

続いて、教育部長より御説明申し上げます。

#### ○教育部長（水谷 勇君）

それでは続きまして、第10款教育費の説明をさせていただきます。

第1項教育総務費、2目事務局費で66万円の補正をお願いしております。この内容につきましては、13節委託料で、学校教育研究委嘱校事業委託料として6万円、特別支援教育課程研究事業として草平小学校が研究指定校に指定され、研究委嘱を行うことになりました。今回の研究項目につきましては、特別支援学級及び通常学級に在籍する障害のある児童に対する支援についての実践研究をするもので、23年度と24年度の2カ年の予定でございます。

次に、19節負担金、補助及び交付金で、昨年度に続き理科支援員配置事業に60万円、今回指定を受けました学校は佐屋西小学校であります。理科支援員の配置につきましては、小学校5年、6年生を対象に、理科の授業における観察、実験等の体験的な学習の時間に、外部人材として退職教員、大学生等を配置して、教員と協力して授業を進めるもので、理科授業の観察、実験活動の充実と教員の資質向上を図ることを目的とした事業であります。いずれも県からの指定でありますので、これらの歳入として県委託金に66万円を計上しております。

続きまして、第4項社会教育費、4目文化財費で652万円の補正をお願いしております。この内容につきましては、13節委託料で、緊急雇用創出事業基金を活用しまして旧来から所蔵する歴史資料、合併後に各地から持ち込まれた資料等の整理と、目録をデータベース化することによりまして今後の活用に役立てるものであります。歳入は、県補助金の緊急雇用創出事業基金事業費補助金に計上されておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で議案第27号の説明とさせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第8・陳情第6号及び日程第9・陳情第7号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

ここでお諮りいたします。日程第8・陳情第6号：働く者の権利を守り、住民の安全・安心を確保し、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情について、日程第9・陳情第7号：「教育基本法」・「学校教育法」の改正、「学習指導要領」の全面改訂に基づいた教科書採択がされるよう教育委員会への意見書の提出を求める陳情についてを一括議題とし、会議規則第36条第3項の規定によって提案説明は省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、提案説明を省略いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第10・推薦第1号（提案説明）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第10・推薦第1号：愛西市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○議会事務局長（服部秀三君）

それでは、愛西市農業委員会委員の推薦について御説明いたします。

愛西市農業委員会委員には、黒田國昭氏、村上守國氏、野口ゆきゑ氏、故服部多恵子氏の4名を平成20年6月に推薦いたしましたが、任期満了日が平成23年7月19日となっております。

このため、今回推薦をお願いするものでございます。任期は3年でございます。

以上、よろしく願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第11・同意第1号から日程第14・同意第4号まで（提案説明・質疑・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第11・同意第1号から日程第14・同意第4号までの愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを一括議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

それでは、よろしく願いをいたします。

同意第1号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

愛西市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、住所、愛西市勝幡町下市場2426番地5、氏名、恒川篤、昭和23年5月3日生まれ。

提案理由といたしまして、任期が平成23年6月30日で満了するのに伴い、選任する必要があるからであります。

同時に、履歴書も添付をさせていただきました。お目通しのほど、よろしく願いをいたします。

続きまして、同意第2号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

愛西市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、住所、愛西市元赤目町川並340番地1、氏名、佐藤博一、昭和25年6月23日生まれ。

提案理由といたしましては、平成23年6月30日で任期が満了するのに伴い、お願いする必要があるからでございます。

あわせて履歴書も添付をさせていただきました。よろしく願いいたします。

続きまして、同意第3号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

愛西市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、住所、愛西市内佐屋町河原180番地、氏名、河村豪、昭和18年2月1日生まれ。

提案理由といたしまして、これも任期が平成23年6月30日で満了するのに伴い、お願いするものでございます。

あわせて履歴書を添付させていただいております。

続きまして、同意第4号：愛西市固定資産評価審査委員会委員の選任について。

愛西市固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、住所、愛西市立田町船頭平100番地2、氏名、服部康仁、昭和25年7月5日生まれ。

提案理由といたしまして、任期が平成23年6月30日で満了するのに伴い、選任をお願いするものでございます。

あわせて履歴書を添付させていただきました。よろしく願いをいたします。

○議長（大宮吉満君）

次に、同意第1号から同意第4号については同一内容でございますので、質疑は一括といたします。

質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

6番・永井議員。

○6番（永井千年君）

この間ですが、1期目の方もあるし、二十数年務めてみえる方もあるわけなんですけど、この間開かれた固定資産評価審査委員会の開催状況と、それについてそれぞれの方がどういうふうに参加されたのか。欠席があったかなかったかも含めて、活動状況についてちょっと簡単にいいですが、御報告いただけないでしょうか。

○総務部長（石原 光君）

まず現委員さん、これは20年からお願いしているわけでございますけれども、その間に、いわゆる審査会としては11回ほどお願いしたという経緯がございますし、当然ながらこの固定資産の委員さん、合議体というふうになっておりますので、この4名の方がそれぞれこの審査に一応参加されたという状況でございます。以上です。

○議長（大宮吉満君）

他にないようでございます。

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第1号から同意第4号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思っております。こ

れに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、同意第1号から同意第4号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第1号から同意第4号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

これより採決に入ります。

採決は個々に行います。

同意第1号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第1号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第2号を採決いたします。

同意第2号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第2号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第3号を採決いたします。

同意第3号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第3号は同意することに決定いたしました。

次に、同意第4号を採決いたします。

同意第4号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、同意第4号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### ◎日程第15・同意第5号（提案説明・質疑・採決）

##### ○議長（大宮吉満君）

次に、日程第15・同意第5号：愛西市公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由及びその内容の説明を求めます。

##### ○市長（八木忠男君）

続いてお願いをいたします。

同意第5号：愛西市公平委員会委員の選任について。

愛西市公平委員会委員に下記の者を選任したいから、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、住所、愛西市石田町村前41番地、氏名、城正憲、昭和22年6月18日生ま

れ。

提案理由といたしましては、任期が平成23年6月30日で満了するのに伴い、選任する必要があるからでございます。引き続きをお願いするものであります。

履歴書もあわせて添付させていただきました。よろしくお願いいたします。

**○議長（大宮吉満君）**

次に、同意第5号の質疑を行います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

[挙手する者あり]

5番・下村一郎議員。

**○5番（下村一郎君）**

公平委員の推薦についてお尋ねをしたいと思います。

まず、公平委員というのはどういう委員会なのか、それが一つ。また、どういう活動をしてられるのか、そして公平委員会に申請があったのかどうか、これをひとつお聞かせ願いたいと思います。

また、残りの他の委員はどういう方が就任されておるのか、そういう点をお尋ねしたいと思います。

**○総務部長（石原 光君）**

まず公平委員という委員会の位置づけでございますけれども、これは地方公務員法の規定に基づきまして設置がされた委員会です。そして、その内容といいますのは、職員の不利益処分についての不服申し立てというケース、こういった我々職員の不利益に関して申し立てがあった場合に審査をしていただく機関というのが役割です。現時点では、そういった不利益処分の申し立てというのは合併後ございません。

そして、2点目の質問です。他の委員さんにつきましては一応3名お見えになりまして、お1人の方は労働組合の出身といいますか、そういう関係の方、あともう1人は、民間に長いことお勤めになった方を委員としてお願いをしております。3名の方という形でお願いをしております。以上です。

**○5番（下村一郎君）**

公平委員会というのは、いわゆるスト権が公務員には認められていないということで、代替としてつくられた制度ということでありまして、いわば職員のいろんな問題について申請を受けた場合には、公平に審理をしていくということが必要だと思います。

そういう面でいった場合に、顧問弁護士さんである城正憲さんらを公平委員にするのが、果たして公平・中立に扱ってもらえるかどうかということが非常に心配な点であります。現在のところ、全然相談がないということでもありますけれども、これは相談がなくて結構ですし、もし相談がある場合はどんどん相談してもらいたいというのが私の意見でありますけれども、ただ、顧問弁護士ということであると、市当局寄りの委員と言わざるを得ないという面がありますが、この点についての御見解をお伺いします。

○総務部長（石原 光君）

議員の方から、市の顧問弁護士と、いわゆる公平委員会としての立場ですね。これは、当初この城先生にお願いをすると、合併直後にお願いをしているわけですが、私どもの考え方としては、確かに市の顧問弁護士としての立場がございまして。そして、今回再任をお願いする公平委員としての立場もございまして。当然ながら個々の立場というものを、それぞれ個々の見識の中で当然お願いできるという市としての考え方で、これは当初から一応城先生、顧問弁護士、たまたまそういう肩書がございまして、委員としてお願いをしてきたという経緯がございまして、そういった形で今回もお願いをすることで御提案をさせていただいております。

○5番（下村一郎君）

質問の趣旨をもう少し理解してもらいたい。

つまり、市当局寄りだという人が、働く人の、つまり市の職員という立場の方が相談をされた場合には、公平な審査ができるのかということですので、顧問弁護士というのは、裁判に関してとか、いろんな各種の問題がありますけれども、それに市の立場で働く方でありまして、そういう面から言えば、やはりふさわしいかどうかというと、ちょっと問題点があるんじゃないかというのが僕の意見なんです。だから、働く人たちのことを公平に受けとめてもらう委員さんが一番いいと思うんですけども、そういう点は大丈夫なのかどうか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

○副市長（山田信行君）

そういった御心配はごもっともなことでございまして、私どもも委嘱する場合に、法律の専門家として職員側の立場に立って、中立・公正な立場で働いていただくようお願いをして委嘱をしているものでございまして、そういった誤解はないものと思っております。

○議長（大宮吉満君）

これにて質疑を終結いたします。

ここでお諮りいたします。同意第5号につきましては、人事案件でございまして、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、同意第5号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第5号につきましては、人事案件でございまして、討論は省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第5号を採決いたします。

同意第5号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第5号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第16・同意第6号（提案説明・質疑・採決）

○議長（大宮吉満君）

次に、日程第16・同意第6号：愛西市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。
提案理由及びその内容の説明を求めます。

○市長（八木忠男君）

お願いいたします。

同意第6号：愛西市教育委員会委員の任命について。

愛西市教育委員会委員に下記の者を任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。本日提出、市長名でございます。

記といたしまして、住所、愛西市須依町558番地、氏名、杉方南衣、昭和31年7月11日生まれ。

提案理由といたしまして、現在お願いをしております正木葉子委員が平成23年6月30日に任期満了になることに伴い、任命する必要があるからでございます。

あわせて履歴書も添付をさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（大宮吉満君）

次に、同意第6号の質疑を行います。

それでは、質疑のある方はどうぞ。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。

ここでお諮りいたします。同意第6号につきましては、人事案件でございますので、会議規則第36条第3項の規定により委員会への付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、同意第6号につきましては、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

次に、同意第6号につきましては、人事案件でございますので、討論は省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

御異議なしと認めます。よって、討論を省略することに決定いたしました。

次に、同意第6号を採決いたします。

同意第6号を同意することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、同意第6号は同意することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大宮吉満君）

以上をもちまして本日の全日程を終了いたしました。

次の継続会は6月9日午前10時より再開しますので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時00分 散会